

札幌市

2023年10月31日

サステナビリティファイナンス・フレームワーク

ESG 評価本部

担当アナリスト：篠原 めい

格付投資情報センター（R&I）は、札幌市が 2023 年 10 月に策定した「札幌市サステナビリティファイナンス・フレームワーク」（本フレームワーク）が、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則 2021」「ソーシャルボンド原則 2023」「サステナビリティボンド・ガイドライン 2021」、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋地域ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）及びローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LSTA）の「グリーンローン原則 2023」「ソーシャルローン原則 2023」、環境省の「グリーンボンドガイドライン（2022 年版）」「グリーンローンガイドライン（2022 年版）」並びに金融庁の「ソーシャルボンドガイドライン（2021 年版）」に適合していることを確認した。オピニオンは下記の見解に基づいている。

■オピニオン概要

(1)調達資金の使途

調達資金は市有施設、市管理施設の新築・改修に充当される。適格クライテリアにおいて国内または海外で普及活用が進んでいるグリーンビルディング認証を採用し、妥当な取得レベルを設定している。ZEB 水準の基準値は政府の地球温暖化対策計画における目標と整合しており、非住宅建築物の省エネルギー性能における現行のベストプラクティスといえる。建築物の施工または運用段階における温室効果ガスの排出、大気や土壌の汚染リスク、水の消費、廃棄物管理、騒音・振動等の影響を評価しリスク低減策がとられており、全体として明確な環境改善効果が見込める事業であり、「グリーンビルディング」または「エネルギー効率」に該当するグリーン適格事業である。

調達資金は老朽化した焼却施設の改修・建替え、老朽化した焼却設備の改修・更新、廃棄物発電・熱回収施設の導入・整備・更新に充当される。設備更新によりエネルギー効率化を図るとともに、余熱に関して場内利用のほか地域熱供給の増強やロードヒーティングなどへのカスケード利用¹も計画する。電力使用量の削減と未利用エネルギーの導入による CO₂削減効果が見込まれ、「エネルギー効率」及び／または「再生可能エネルギー」に該当するグリーン適格事業である。公害防止規制を上回る自主基準値を設定するなど周辺環境・社会に与えるネガティブな影響にも配慮がなされており、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

調達資金は市立学校関連施設における整備（新築、増築、改築、リニューアル改修）に充当される。札幌市には 300 校を超える学校施設があり、このうち約 7 割の施設で築 30 年以上が経過し老朽化が進んでいる。学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地域の防災やコミュニティの拠点として中心的な役割を担っている。計画的な点検・修繕等を実施し不具合を未然に防止する予防保全型管理を採用した学校施設整備は、安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる学びの場の確保と地域コミュニティの形成に資する取組である。子どもと子育て世帯を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当するソーシャル適格事業である。

(2)プロジェクトの評価と選定のプロセス

札幌市は人口減少の緩和を進めることはもとより、人口構造を始めとする様々な変化に影響を受けず、その変化を積極的に生かし持続的に成長していくことが必要との認識を踏まえ、2022 年 10 月に「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」（計画期間：2022 年度～2031 年度）を策定した。当該戦略ビジョンは今後 10 年間のまちづくりの基本的な指針であり、札幌市の計画体系で最上位に位置している。国内外から活力を呼び込み、成熟社会における課題をいち早く解決する拠点として、“「ひと」「ゆき」

¹ 熱エネルギーを温度の高い方から順に、電気（照明・動力）、次いで蒸気（冷暖房）、更に温水（給湯）といった順に段階的に有効利用すること。

「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ”を目指す都市像としている。まちづくりの重要概念を「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」と定めたうえで、SDGs の概念やゴールを踏まえ、まちづくりの分野と各分野の基本目標を定めている。本フレームワークで定める適格プロジェクトは、当該戦略で定めるまちづくりの分野の中でも「1. 子ども・若者」、「5. 経済」、「7. 環境」、「8. 都市空間」に係る施策の一環として位置付けられている。

札幌市は恵まれた環境を次世代に引き継いでいくとともに、国際都市として積極的に役割を果たしていくため、市域における 2050 年の温室効果ガスの削減目標を「温室効果ガス排出量を実質ゼロとする（ゼロカーボン）」と設定した。「ゼロカーボン都市」の実現に向けて、2030 年の目標を「温室効果ガス排出量を 2016 年比で 55%削減」と設定し、脱炭素化を推進している。特に住宅・建築物については、エネルギー消費量が多く、かつ耐用年数が長いため、一度整備されると長期にわたって二酸化炭素の排出量に影響を与える。札幌市では、政令指定都市への移行期を中心に集中して整備された学校など公共施設や民間ビルなどが一斉に更新時期を迎えることから、機を逃さず、省エネルギー化や面的なエネルギー供給によるエネルギーの有効利用、再生可能エネルギーの導入に向けた対策を強化していくとしている。本フレームワークで定めるグリーン適格プロジェクトについては、「札幌市気候変動対策行動計画」の「2030 年の目標と達成に向けた取組（市役所編）」をはじめ、「ゼロカーボン都市」の実現に向けた戦略上の意義を有しているといえる。

本フレームワークで資金使途とするプロジェクトは、第 2 次戦略ビジョンや札幌市気候変動対策行動計画等で示す戦略と事業評価の内容を踏まえ、環境・社会面において明確な便益が見込まれる事業を候補として抽出している。財政局財政部企画調査課と事業所管課が調整の上、適格プロジェクトに該当する事業を選定し、財政局長が最終決定する。事業の選定にあたっては、環境に与えるネガティブな影響についても確認し、関係各局との協議を経て最終決定する。以上より、プロジェクトの評価・選定のプロセスは妥当と判断した。

(3) 調達資金の管理

本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。本フレームワークによる調達資金は原則的に当該年度中に資金充当が完了する。個別の充当状況に関しては、各所管課と連携して財政局財政部企画調査課で充当状況を把握し、調達超過等が起こらないよう管理する。一時的に発生する未充当資金は会計管理者が指定金融機関の預金口座において現金等で管理する。適格プロジェクトに充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。適格プロジェクトに係る歳入歳出について、各会計年度の終了後に決算関係書類が作成され、監査委員の決算審査と共に市議会の認定を受ける。以上より、調達資金の管理は妥当と判断した。

(4) レポーティング

本フレームワークは札幌市のウェブサイトで開示される。グリーン適格事業については、CO₂ 排出削減量やエネルギー回収率、浸水被害軽減面積等の定量的な指標を開示する。ソーシャル適格事業については、整備内容等の定性的な情報に加え、札幌駅前通の歩行者交通量（平日）等の定量的なインパクト指標を開示する。以上より、レポーティングは妥当と判断した。

発行体の概要

札幌市は人口約 197 万人の道庁所在地及び政令指定都市。北海道・石狩平野の南西部に位置する内陸市であり、1922 年の市政施行以来、約 100 年という歴史的には短い期間に人口が約 20 倍に急増し、政令指定都市の中では横浜、大阪、名古屋に次ぐ大都市に成長した。市内には豊平川を始めとする多くの河川が流れ、市街地の周囲にはみどり豊かな自然環境が広がっており、市域の約 6 割を森林が占めるなど政令指定都市の中でも高い緑被率となっている。北海道の中心都市として、都市機能を高めながらも、郊外に広がる森林や都心の大通公園などの豊かな「みどり」を保っている。また、年間約 5 メートルの「ゆき」が降る地域にありながら 190 万人を超える人口を有する、自然と都市機能が共存する世界でも類を見ない都市であり、「ゆき」との共生や「みどり」との調和が魅力の一つとなっている。

増加の一途を辿ってきた人口は減少局面を迎えており、少子高齢化や生産年齢人口の減少が更に進行する見通しである。今後は人口減少の緩和を進めることはもとより、人口構造を始めとする様々な変化に影響を受けず、その変化を積極的に生かし持続的に成長していくことが必要となっている。

札幌市は 2022 年度から今後 10 年間のまちづくりの基本的な指針として、2022 年 10 月に「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」を策定した。国内外から活力を呼び込み、成熟社会における課題をいち早く解決する拠点として、“「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ”を目指すとしている。

札幌市は 2030 年までの SDGs 達成や、脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させてきた。2018 年 6 月には、SDGs の達成に向けた優れた取組を提案する「SDGs 未来都市」に内閣府より選定され、「寒冷地における環境都市」の世界モデルの構築を目指すとともに、各種計画の策定や取組の実施に SDGs の視点や主旨を反映させるとしている。2020 年 1 月には、ESG の各分野の取組を評価する国際的に最も認知されている環境性能評価システムの 1 つである「LEED (Leadership in Energy and Environmental Design) for Cities and Communities」において、最高ランクの「プラチナ」認証を取得した（日本初の試みであり、取得時点で世界最高得点を獲得した）。

1. 調達資金の使途

(1) 適格プロジェクト

- 本フレームワークは札幌市を資金調達者とするグリーンファイナンス、ソーシャルファイナンス、サステナビリティファイナンスのための共通の枠組みを規定したもの。調達資金の使途は以下の適格プロジェクトに対する新規投資に限定される。
- 原則で示される事業区分との対応関係は下記の通り。

適格プロジェクト	事業区分	
	グリーン	ソーシャル
① 環境性能を考慮した建築物整備事業	グリーンビルディング エネルギー効率	-
② 清掃工場整備事業	エネルギー効率 再生可能エネルギー	-
③ LED 化推進事業	エネルギー効率	-
④ 北海道新幹線建設負担金	クリーン輸送	-
⑤ 治水整備事業	気候変動への適応	-
⑥ バリアフリー化推進事業	-	必要不可欠なサービスへのアクセス 社会経済的向上とエンパワーメント
⑦ 学校施設整備事業	-	必要不可欠なサービスへのアクセス

(2)適格プロジェクトの事業区分、期待される環境改善効果・社会的成果

＜グリーン＞

適格プロジェクト①：環境性能を考慮した建築物整備事業

事業区分：グリーンビルディング、エネルギー効率

事業概要：グリーンまたはサステナビリティファイナンスの調達資金は市有施設、市管理施設の新築・改修に充当される。2021年3月、札幌市は「札幌市気候変動対策行動計画」を策定した。同計画の2030年の目標と達成に向けた取組（市役所編）では、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくため、2030年度の温室効果ガス排出量を2016年比で60%※削減することを目標に掲げている。市有建築物の新築・改築・大規模改修時におけるZEB化は同計画の中でも省エネルギー対策に資する重要な施策として位置付けられており、札幌市はZEB相当以上の省エネ性能を持つ新築・改築建築物の割合を2030年までに80%以上とすることを成果指標としている。

環境面の課題と成果：調達資金の使途は、下記いずれかの認証を取得（予定含む）することを要件としている。国内または海外で普及活用が進んでいる認証制度を採用し、妥当な取得レベルをクライテリアとして設定している。

- ・ ZEB² (nearly, ready, oriented 含む)
- ・ BELS：5つ星
- ・ LEED：PLATINUM・GOLD・SILVER
- ・ DBJ Green Building 認証：5つ星・4つ星・3つ星

政府は2020年10月、2050年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すと宣言し、2021年10月にはパリ協定にもとづいて計画された日本のNDC（国が決定する貢献）として、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%削減の高みに向け挑戦を続ける」との目標を決定した。2021年10月閣議決定の地球温暖化対策計画においては、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減対策・施策の一つに建築物の省エネルギー化を挙げ、2030年には新築物件でZEB水準の省エネルギー性能の確保を目指すとした。ZEB水準のクライテリアは政府の地球温暖化対策計画における目標と整合しており、非住宅建築物の省エネルギー性能における現行のベストプラクティスといえる。

■ ZEB Ready と BELS 5つ星を取得した中央区複合庁舎の外観イメージ



〔出所：中央区複合庁舎整備事業 基本設計【概要版】〕

² ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギーなどの導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②『Nearly ZEB』（75%以上100%未満削減）、③『ZEB Ready』（再生可能エネルギー導入なし）と定義している。また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④『ZEB Oriented』と定義している。

ネガティブな影響への配慮：建築物の施工または運用段階における温室効果ガスの排出、大気汚染や土壌汚染といった汚染リスク、水の大量消費、建設廃棄物の増大、騒音・振動等の影響を事前に評価しリスク低減を図っている。

原則に例示される事業区分との整合：環境性能を考慮した建築物整備事業は、その適格クライテリアにおいて国内または海外で普及活用が進んでいるグリーンビルディング認証を採用し、妥当な取得レベルを設定している。ZEB 水準の基準値は政府の地球温暖化対策計画における目標と整合しており、非住宅建築物の省エネルギー性能における現行のベストプラクティスといえる。建築物の施工または運用段階における温室効果ガスの排出、大気や土壌の汚染リスク、水の消費、廃棄物管理、騒音・振動等の影響を評価しリスク低減策がとられており、全体として明確な環境改善効果が見込める事業であり、「グリーンビルディング」または「エネルギー効率」に該当するグリーン適格事業である。

SDGs との整合：ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 9 産業と技術革新の 基盤をつくる	
 11 住み続けられる まちづくりを	

<グリーン>

適格プロジェクト②： 清掃工場整備事業

事業区分： エネルギー効率、再生可能エネルギー

事業概要：グリーンまたはサステナビリティファイナンスの調達資金は、老朽化した焼却施設の改修・建替え、老朽化した焼却設備の改修・更新、廃棄物発電・熱回収施設の導入・整備・更新に充当される。2021 年 3 月、札幌市は「札幌市気候変動対策行動計画」を策定し、「2030 年の目標と達成に向けた取組（市役所編）」を設定した。同計画では、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくため、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2016 年比で 60%※削減することを目標に掲げている。省エネ設備の導入・更新は同計画の中でも省エネルギー対策に資する重要な施策として位置付けられている。

環境面の課題と成果：資金使途の候補の一つである駒岡清掃工場更新事業においては、発電効率 26.5%を見込んでおり、約 34,000t-CO₂/年の削減効果（更新前との比較で 70%以上の削減に相当）が期待できる。余熱については場内利用のほか、従来から実施している真駒内駅前地区などへの熱供給量を約 2 倍に増強し、地域熱供給の 9 割以上を供給可能とする。またタービン抽気や廃棄物を利用した場内熱利用、ロードヒーティングなど異なる使用温度域に対する効率的な熱のカスケード利用を実現する。また、札幌市環境教育・環境学習基本方針に基づき、ごみの適正処理や発電・余熱利用等のエネルギー有効活用等を通して、環境問題に対する取組を効果的に紹介し、見学者の環境意識を高めるような環境教育機能を備える施設の併設を検討する。

■ 熱源水管経路概要図（駒岡清掃工場～真駒内エネルギーセンター）



〔出所：「駒岡清掃工場更新事業について」（札幌市）〕

ネガティブな影響への配慮：周辺環境・社会に与えるネガティブな影響への対応を以下の通り実施する。

- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」など大気汚染防止法により定められる規制値を遵守する。排ガス基準設定は、法令等で定められている規制値を基本としつつ、更に環境に配慮した自主管理値の設定を検討する。
- ・「騒音規制法」、「北海道公害防止条例」、「札幌市生活環境の確保に関する条例」に規定する特定施設に該当し、敷地境界における騒音レベルとして区域や時間帯別に定められている。地域指定がない場合、最も厳しい第四種区域の規制基準に準拠する。工事期間や自動車騒音に関する基準に関して、環境影響評価の結果を受け適切に対応する。
- ・嗅覚測定法（官能試験法）による臭気指数規制に準拠する。
- ・清掃工場から発生する焼却灰、飛灰処理物の基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令における基準値」の規定に準拠する（ごみ処理施設から排出される焼却灰の量が、旧設備比で削減される。可能であれば回収の上で資源化される。）

原則に例示される事業区分との整合：清掃工場整備事業は設備更新によりエネルギー効率化を図るとともに、余熱に関して場内利用のほか地域熱供給の増強やロードヒーティングなどへのカスケード利用も計画する。電力使用量の削減と未利用エネルギーの導入による CO₂ 削減効果が見込まれ、「エネルギー効率」及び／または「再生可能エネルギー」に該当するグリーン適格事業である。公害防止規制を上回る自主基準値を設定するなど周辺環境・社会に与えるネガティブな影響にも配慮がなされており、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

SDGs との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
    	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

<グリーン>

適格プロジェクト③： LED 化推進事業

事業区分： エネルギー効率

事業概要： グリーンまたはサステナビリティファイナンスの調達資金は市有施設および市管理施設の照明 LED 化、市内設置街路灯の LED 化に充当される。2021 年 3 月、札幌市は「札幌市気候変動対策行動計画」を策定し、「2030 年の目標と達成に向けた取組（市役所編）」を設定した。同計画では、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくため、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2016 年比で 60% ※削減することを目標に掲げている。照明 LED 化は同計画の中でも省エネルギー対策に資する重要な施策として位置付けられている。札幌市は 2030 年度までに全市有施設・市管理施設の LED 化を目指し、事業を推進している。

環境面の課題と成果： 照明器具の LED 化により年間の電力消費量を削減できるほか、長寿命化や水銀フリーといった便益が期待できる。調達資金の使途である市有施設および市管理施設の照明 LED 化、市内設置街路灯の LED 化はいずれも合理的な前提条件のもとで明確な省エネ効果と CO₂ 削減効果が見込まれ、気候変動の緩和に資する取り組みである。政府は 2020 年 10 月、2050 年までにカーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指すとして、2021 年 10 月にはパリ協定にもとづいて計画された NDC（国が決定する貢献）として、「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指すこと、さらに 50%削減の高みに向け挑戦を続ける」との目標を決定した。当該目標の達成に向け、2021 年 10 月閣議決定の地球温暖化対策計画ではエネルギー起源二酸化炭素の排出削減対策・施策の一つとして、省エネ性能の高い設備機器の導入を掲げている。特に LED 等の高効率照明については 2030 年までにストックで 100%普及することを目指し、トップランナー制度³を通じて更なる普及を促進するとしている。

³ エネルギー消費機器製造事業者等に係る省エネ法規制。照明器具を含む 32 の機器及び建材について、それらの製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めるもの。目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定められている。

ネガティブな影響への配慮：設備更新に伴い産業廃棄物が発生する。産業廃棄物の処分については、委託先の中間処理業者及び最終処分業者の選定、委託先の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の管理を通じて適切に実施される。

原則に例示される事業区分との整合：LED 化推進事業は政府が推進するトップランナー制度のもとで明確な省エネ効果と CO₂ 削減効果が見込まれるものであり、「エネルギー効率」に該当するグリーン適格事業である。LED 化に伴い省エネ効果、長寿命化、水銀フリーといった便益が期待できるほか、廃棄物管理も適切に実施されることから、全体として明確な環境改善効果が見込めると判断した。

SDGs との整合：ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
	7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

<グリーン>

適格プロジェクト④： 北海道新幹線建設負担金

事業区分： クリーン輸送

事業概要：グリーンまたはサステナビリティファイナンスの調達資金は北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の整備に係る負担金に充当される。整備対象は北海道北斗市から札幌市に至る工事延長約 212km の路線である。事業が完成すれば、東京・札幌間の所要時間は開業前の 7 時間 44 分から開業後は 5 時間 01 分となり大幅に短縮される。新幹線の特徴である速達性、大量輸送性による効果がもたらされ、沿線地域の豊富で多彩な観光資源の魅力が高まり、人々の余暇活動の充実や広域的な活動を促し、生活の質の向上に寄与するものと期待されている。北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）は 2030 年度末の開業を目指し、建設工事が進められているところである。

環境面の課題と成果：気候変動問題は人類共通の喫緊の課題として認識されている。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）⁴が 2021 年 8 月に公表した第 6 次評価報告書（第 1 作業部会報告書）では、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加等は、地球温暖化の進行に直接関係していることは疑う余地がないとされ、気候変動問題は世界各国が取り組まなければならない喫緊の課題であるとしている。2022 年 4 月公表の同評価報告書（第 3 作業部会報告書）では、地球温暖化抑制のために人々が取りうる対策の一つとして、陸上運輸部門における公共交通や共有モビリティ等へのシフトが取りあげられている。

国土交通省の試算によれば、新幹線をはじめとする鉄道は、輸送量当たりの CO₂ 排出量（旅客）が、航空の約 1/5、自動車の約 1/7 とされる。北海道新幹線は人々により低排出な輸送手段への移行を可能とする。「北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）事業に関する再評価報告書」（令和 5 年 3 月、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRJT））によれば、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）の開業により、航空機、バスや自動車から、新幹線に旅客が転移した場合、年間で約 217,000t・CO₂ の CO₂ 削減が期待される。この削減量は、北海道の運輸部門（自動車除く）の CO₂ 削減量の約 8%に相当する。

⁴ IPCC は国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、1988 年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織。気候変動を 1.5℃未満に抑え、パリ協定で合意した世界的な共通目標を達成するには、2050 年までに世界の CO₂ 排出量をネットゼロにしなければならないとした「1.5℃特別報告書」（2018 年 12 月発表）はその後における各国の政策や企業行動に大きな影響を与えた。

SDGs との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  17 パートナリシップで目標を達成しよう  11 住み続けられるまちづくりを	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

<グリーン>

適格プロジェクト⑤： 治水整備事業

事業区分： 気候変動への適応

事業概要： グリーンまたはサステナビリティファイナンスの調達資金は治水整備事業に充当される。札幌市は治水安全度の向上を図るため、国土交通省が提唱する「流域治水⁵」の基盤となる流域貯留施設整備、河川改修、河道内樹木の伐採及び土砂掘削、排水機場整備（改修）に取り組んでいる。

環境面の課題と成果： 気象庁によれば、最近 10 年間（2013～2022 年）の時間降水量 50mm 以上の強雨の平均年間発生回数（約 328 回）は、統計期間の最初の 10 年間（1976～1985 年）の平均年間発生回数（約 226 回）と比べて約 1.5 倍に増加したとされる。都市化の進展に伴い市街地の浸透域が減少し、保水機能が低下したため、降雨が下水道や河川に短時間、かつ大量に流出するようになり、下水道や河川にかかる負荷は以前に比べて増している。地球温暖化やヒートアイランド現象が地域の降雨特性に影響を与える要因の一つとして報じられており、水害の更なる頻発・激甚化が懸念される。浸水被害が発生した地域や、重要な都市施設・都市機能が集積している地域については、都市型水害の発生に備え、早急に浸水に対する安全度を向上させ、これらの降雨傾向の変化に対応し市民に安全な暮らしを提供していくことが課題となっている。

国土交通省は令和 2 年度より流域全体で早急を実施すべき河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像「流域治水プロジェクト」を国・都道府県・市町村等から構成される協議会を設置してとりまとめている。札幌市内の河川についても流域治水協議会が設置され、石狩川（下流）水系等の流域治水プロジェクトの検討が進められている。治水対策においては、石狩川等の堤防が決壊し、流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和 56 年 8 月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る事前防災対策を推進するとしている。

ネガティブな影響への配慮： 作業基地は必要最小限の規模とし、自然環境への影響を抑えるとともに、景観面や河川内に生息する貴重種が発見された場合、十分に配慮した施工を実施する。資材の搬出入などに伴う工事車両の通行については、交通誘導員を適切に配置し、作業基地周辺の安全性の確保及び周辺道路の混雑緩和に努める。低公害型建設機械の使用や建設副産物のリサイクルを実施するとともに、札幌市環境配慮指針に基づき設計・施工段階における環境配慮を積極的に導入する。

⁵ 流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

原則に例示される事業区分との整合：調達資金の使途は市内河川の治水安全度の向上を図るために実施する流域貯留施設整備、河川改修、河道内樹木の伐採及び土砂掘削、排水機場整備（改修）である。石狩川等の堤防が決壊し流域で甚大な被害が発生した戦後最大の昭和 56 年 8 月洪水と同規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図るための事前防災対策が導入される。都市型水害による浸水被害の防除に資する取組であり、「気候変動への適応」に該当するグリーン適格事業である。

SDGs との整合：ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。 13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

＜ソーシャル＞

適格プロジェクト⑥： バリアフリー化推進事業

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス／社会経済的向上とエンパワーメント

対象となる人々： 高齢者・障害者を含む一般の人々

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティファイナンスの調達資金は市有・市管理施設および市管理道路のバリアフリー化に充当される。エレベーター整備、バリアフリー／ユニバーサルデザイントイレ整備、歩行空間ネットワークのバリアフリー化、民間公共的施設のバリアフリー化費用補助などが対象となる。

社会面の課題と成果： 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）」（令和 3 年 4 月）はその基本理念において、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを目的とした公共の交通施設や建築物のバリアフリー化を推進するよう求めている。

札幌市では、バリアフリー社会の実現に向けて、平成 10 年に「札幌市福祉のまちづくり条例」を制定しており、札幌市の上位計画である「まちづくり戦略ビジョン（平成 25 年策定）」では、全ての市民が社会に参加できる地域づくりを目指し、多くの市民が訪れる駅周辺などで歩いて暮らせるまちづくりの推進を目指している。さらに、「札幌市総合交通計画（平成 24 年策定、令和 2 年改定）」に基づき、まちづくりと一体となってバリアフリー化を図るとともに、共生社会の実現に向けては、「さっぽろ障がい者プラン 2018」等において様々な施策に取り組んでいる。札幌市は「札幌市バリアフリー基本構想 2022」において、改正バリアフリー法や近年の札幌市の関連計画と連携を図るとともに、バリアフリー化を必要とする人々の増加と多様化等を踏まえた見直しを実施している。

■ 道路のバリアフリー化



[出所：札幌市バリアフリー基本構想 2022]

ネガティブな影響への配慮： 利用者の利便性を損なわないよう施設稼働率等に配慮した事業計画とする。

原則に例示される事業区分との整合：市管理施設や市管理道路等のバリアフリー化はあらゆる市民の社会参加を可能とするもので、共生社会の実現と社会的障壁の除去に資する取組である。高齢者・障害者を含む一般の人々を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」及び「社会経済的向上とエンパワーメント」に該当するソーシャル適格事業である。

SDGs との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
 3 すべての人に健康と福祉を  10 人や国の不平等をなくそう  11 住み続けられるまちづくりを	3.7 2030 年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する 11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

<ソーシャル>

適格プロジェクト⑦： 学校施設整備

事業区分： 必要不可欠なサービスへのアクセス

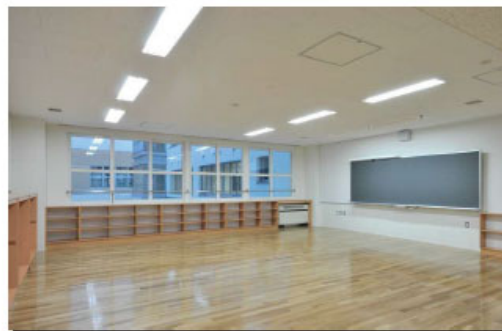
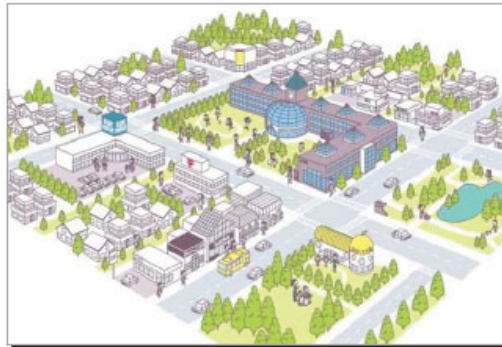
対象となる人々： 子ども、子育て世帯

事業概要： ソーシャルまたはサステナビリティファイナンスの調達資金は市立学校関連施設における整備（新築、増築、改築、リニューアル改修）に充当される。札幌市には 300 校を超える学校施設があり、このうち約 7 割の施設で築 30 年以上が経過し老朽化が進んでいる状況にあることから、改築に着手しなくてはならない時期を迎えている。「札幌市学校施設維持更新基本計画」（2016 年 3 月策定、2021 年 2 月改訂）では、こうした施設を健全に保ち、児童生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる環境を形成する

ことを目的として、今後の学校施設の維持更新のあり方や方向性を示している。各対象校の改築が最善の形で進められるよう中期実施計画を策定のうえ、築年数の古いものから選定することを基本とし、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設との複合化等を同時に検討し、効率性や事業効果を総合的に踏まえて事業化を進める。また並行して 35 人学級の実現⁶に向けた教室改修等を行い、教育環境の機能充実を図っている。

社会面の課題と成果：学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、人間形成の場となる。子どもたちに学びの場を用意し、今後も子どもたちが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境を確保していく必要がある。最も広範囲に、かつ一定程度均一に整備されている公共施設として、地域の防災やコミュニティの拠点として中心的な役割を担っている。学校施設に求められる安全性や機能性を損なう老朽化の進行は喫緊の課題である。施設設備に不具合があった際に保全を行う「事後保全」型管理から、計画的に施設設備の点検・修繕等を実施し不具合を未然に防止する「予防保全」型管理への転換が必要とされている。また少人数学級の整備は GIGA スクール構想⁷との両輪により、学習支援が必要な子どもを含むすべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びを実現するといった社会的成果も期待される。

■ 学校整備のイメージ



[出所：札幌市学校施設維持更新基本計画]

ネガティブな影響への配慮：環境に配慮した整備（照明 LED 化、高効率空調設備の導入、木材利用の促進等）を推進する。進学等で関連のある小中学校については、特定の児童生徒の学校生活が長期的に工事期間と重ならないよう配慮する。

⁶ 公立の義務教育諸学校における一学級の児童生徒数は『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』に定められている。2021 年 4 月に施行した同法の改正法は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編制の標準を 5 年間かけて計画的に 40 人（小学校第 1 学年は 35 人）から 35 人に引き下げるもの。改正法の趣旨は、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」の構築に向けて、GIGA スクール構想と少人数学級を車の両輪として、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備することとされる。

⁷ GIGA スクール構想は 2019 年 12 月に文部科学省が発表した教育改革案である。改革案の目的は、子どもたち一人ひとりに対して個別最適化された創造性を育む教育の実施と情報通信や技術面を含めた ICT 環境の実現である。具体的には、児童生徒 1 人 1 台の学習用端末やクラウド活用を踏まえたネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現を目指すとしている。GIGA スクール構想が実現すると、子どもごとに教材を配信できるようになるため、子どもの学習状況やレベルに応じた教育が可能となるほか、端末を通じて教員とのコミュニケーションが円滑化され、子どもの学習状況や反応が教員に伝わりやすくなるといった便益が見込まれる。また教員にとっても、出席や成績等の管理や各種事務作業が効率化され、授業の準備や指導方針の検討といった主要な校務に集中できるといった便益があると考えられている。

原則に例示される事業区分との整合： 学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、地域の防災やコミュニティの拠点として中心的な役割を担っている。計画的な点検・修繕等を実施し不具合を未然に防止する予防保全型管理を採用した学校施設整備は、安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる学びの場の確保と地域コミュニティの形成に資する取組であり、子どもと子育て世帯を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス」に該当するソーシャル適格事業である。

SDGs との整合： ICMA の事業カテゴリーと SDGs のマッピングテーブルを参考に対象事業による SDGs への貢献を確認した。

SDGs 目標	ターゲット
  	4.1 2030 年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。 8.6 2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。 11.7 2030 年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

(1) 包括的な目標、戦略等への組み込み

- 増加の一途を辿ってきた札幌市の人口は減少局面を迎えており、今後も少子高齢化や生産年齢人口の減少が更に進行する見通しである。市内経済規模の縮小など日常生活への影響が懸念されるほか、長期的な市税収入の減少や社会保障などの財政需要の増大も想定される。今後は、人口減少の緩和を進めることはもとより、人口構造を始めとする様々な変化に影響を受けず、その変化を積極的に生かし持続的に成長していくことが必要とされている。
- こうした認識を踏まえ、札幌市は 2022 年 10 月に「第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）」（計画期間：2022 年度～2031 年度）を策定した。当該戦略ビジョンは今後 10 年間のまちづくりの基本的な指針であり、札幌市の計画体系で最上位に位置している。国内外から活力を呼び込み、成熟社会における課題をいち早く解決する拠点として、“「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ”を目指す都市像としている。まちづくりの重要概念を「ユニバーサル（共生）」、「ウェルネス（健康）」、「スマート（快適・先端）」と定めたうえで、SDGs の概念やゴールを踏まえ、まちづくりの分野と各分野の基本目標を下記の通り定めている。本フレームワークで定める適格プロジェクトは、当該戦略で定めるまちづくりの分野の中でも「1. 子ども・若者」、「5. 経済」、「7. 環境」、「8. 都市空間」に係る施策の一環として位置付けられている。

■ まちづくりの分野とまちづくりの基本目標

まちづくりの分野	まちづくりの基本目標
1. 子ども・若者	① 安心して子どもを生み育てることができる、子育てに優しいまち ② 誰一人取り残されずに、子どもが伸び伸びと成長し、若者が希望を持って暮らすまち ③ 一人一人の良さや可能性を大切に教育を通して、子どもが健やかに育つまち

2. 生活・暮らし	④ 誰もが健康的に暮らし、生涯活躍できるまち ⑤ 生活しやすく住みよいまち
3. 地域	⑥ 互いに認め合い、支え合うまち ⑦ 誰もがまちづくり活動に参加でき、コミュニティを育むまち
4. 安全・安心	⑧ 誰もが災害に備え、迅速に回復し、復興できるまち ⑨ 日常の安全が保たれたまち
5. 経済	⑩ 強みを生かした産業が北海道の経済をけん引しているまち ⑪ 多様な主体と高い生産性、チャレンジできる文化が経済成長を支えるまち ⑫ 雇用が安定的に確保され、多様な働き方ができるまち
6. スポーツ・文化	⑬ 世界屈指のウインタースポーツシティ ⑭ 四季を通じて誰もがスポーツを楽しむことができるまち ⑮ 文化芸術が心の豊かさや創造性を育み、世界とつながるまち
7. 環境	⑯ 世界に冠たる環境都市 ⑰ 身近なみどりを守り、育て、自然と共に暮らすまち
8. 都市空間	⑱ コンパクトで人にやさしい快適なまち ⑲ 世界を引き付ける魅力と活力あふれるまち ⑳ 都市基盤を適切に維持・更新し、最大限利活用するまち

【出所：第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編）】

- 2021年3月、札幌市は「札幌市気候変動対策行動計画」を策定した。これらは「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)、地方公共団体実行計画(事務事業編)及び「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置付けられており、「第2次札幌市環境基本計画」(2018年3月策定)を踏まえたうえで、気候変動対策の総合的な推進を図るものである。
- 札幌市は恵まれた環境を次世代に引き継いでいくとともに、国際都市として積極的に役割を果たしていくため、市域における2050年の温室効果ガスの削減目標を「温室効果ガス排出量を実質ゼロとする(ゼロカーボン)」を設定した。「ゼロカーボン都市」の実現に向けて、2030年の目標を「温室効果ガス排出量を2016年比で55%削減」と設定し、脱炭素化を推進している。特に住宅・建築物については、エネルギー消費量が多く、かつ耐用年数が長いこと、一度整備されると長期にわたって二酸化炭素の排出量に影響を与える。札幌市では、政令指定都市への移行期を中心に集中して整備された学校など公共施設や民間ビルなどが一斉に更新時期を迎えることから、機を逃さず、省エネルギー化や面的なエネルギー供給によるエネルギーの有効利用、再生可能エネルギーの導入に向けた対策を強化していくとしている。本フレームワークで定めるグリーン適格プロジェクトについては、札幌市気候変動対策行動計画において、「ゼロカーボン都市」の実現に向けた戦略上の意義を有している。

(2) プロジェクトの評価・選定の判断規準

- 第2次戦略ビジョンや札幌市気候変動対策行動計画等で示す戦略と事業評価の内容を踏まえ、環境・社会面において明確な便益が見込まれる事業を候補として抽出している。
- 事業の名称、環境・社会面の目標及びプロジェクトの評価・選定のプロセスを本フレームワークに明記している。可能な限りインパクトを定量的に把握できる事業を選定している。
- 適格プロジェクトは予算において編成された各事業の中から、法令の規定により地方債の財源とするなどの可能な事業を対象を絞っている。

(3)プロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセス

- 財政局財政部企画調査課と事業所管課が調整の上、適格プロジェクトに該当する事業を選定し、財政局長が最終決定する。事業の選定にあたっては、環境に与えるネガティブな影響についても確認し、関係各局との協議を経て最終決定する。
- 適格プロジェクトとして選定された事業は地方自治法等の関係法令に基づき策定され、必要な市会の議決を経たものとなっており、事業評価が適切に実施されている。なお、環境・社会面における重大な負のインパクトを直接的に生じさせることが明らかになった事業については、適格プロジェクトから速やかに除外する。

3. 調達資金の管理

- 本フレームワークに基づく調達資金は法令・条例等の定めるところにより適切に管理される。地方自治法第 208 条によれば、「地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない」ため、本フレームワークによる調達資金は原則的に当該年度中に資金充当が完了する。個別の充当状況に関しては、各所管課と連携して財政局財政部企画調査課で充当状況を把握し、調達超過等が起こらないよう管理する。一時的に発生する未充当資金は会計管理者が指定金融機関の預金口座において現金等で管理する。
- 予算編成においては、市債を充当する事業と市債を充当する額を紐づけて管理しており、充当する資金は経理区分に従って分類され、その資金使途が明確に管理される。
- 全ての歳入歳出について、各会計年度の終了後に決算関係書類が作成され、監査委員の決算審査と共に市議会の認定を受ける。

4. レポーティング

(1) 開示の概要

- グリーンボンド原則 2021、ソーシャルボンド原則 2023 及びサステナビリティボンド・ガイドライン 2021 における「透明性向上のための重要な推奨事項」を踏まえ、本フレームワークを札幌市のウェブサイトで開示する。
- ファイナンス実施後のレポーティングは以下の通りである。

	開示事項	開示タイミング	開示方法
状況 資金 充 当	・ 調達資金を充当した事業のリスト ・ 調達金額と各事業への充当金額	資金調達の翌年度に開示	札幌市のウェブサイト で開示
環境・社会的 のインパクト	環境・社会的な改善効果に関して、実務上可能な範囲で以下のいずれかまたは複数の項目を開示する。 <グリーン> 【環境性能を考慮した建築物整備事業】 ・ 建物概要 ・ 環境認証の種類とランク ・ 建物の年間エネルギー使用量 ・ CO₂ 排出量もしくは削減量 【清掃工場整備事業】 ・ 整備施設概要 ・ エネルギー回収率 ・ 発電容量もしくは発電実績 ・ CO₂ 排出削減量 【LED 化推進事業】 ・ 整備施設数 ・ エネルギー使用削減量 【北海道新幹線建設負担金】 ・ 工事の進捗状況 ・ 利用者数 【治水整備事業】 ・ 整備実績 ・ 整備によって想定される浸水被害軽減面積		

	<ソーシャル> 【バリアフリー化推進事業】 アウトプット：整備内容 アウトカム：整備施設数 インパクト：全ての市民が社会に参加できる地域づくり、多くの市民が訪れる駅周辺などで歩いて暮らせるまちづくり ・札幌駅前通の歩行者交通量（平日） ・チ・カ・ホの北3条広場（西）の稼働率（休日） 【学校施設整備事業】 アウトプット：整備内容 アウトカム：整備施設数 インパクト：子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備 ・バリアフリースイールの整備率 ・冷房設備の整備率	資金調達の翌年度 に開示	札幌市のウェブサ イトで開示
--	--	-----------------	-------------------

- 調達資金の充当計画に大きな変更が生じた場合や、充当後に充当状況に大きな変化が生じた場合は、速やかに開示する。

(2)環境改善効果・社会的成果に係る指標、算定方法等

- グリーン適格事業については、CO₂排出削減量やエネルギー回収率、浸水被害軽減面積等の定量的な指標を開示する。ソーシャル適格事業については、整備内容等の定性的な情報に加え、札幌駅前通の歩行者交通量（平日）等の定量的なインパクト指標を開示する。

以 上

【留意事項】

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&Iと資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係および人的関係はありません。